

塩竈市 100万円～300万円まで支援!

# 物価高騰対応中小企業者 チャレンジ支援補助金

国・県補助とダブル活用も!

物価高騰に直面する中小企業者の事業継続を支援し、経営基盤の強化を図ることを目的としています。



## 申請期間

令和8年1月20日(火) ▶ 令和9年1月29日(金)

## 対象となる経費及び上限額

市内の中小企業者が実施する販路拡大や生産性向上につながる取組にかかる経費。令和8年1月5日(月)以降に発注、購入、契約等を行い、かつ令和9年3月1日(月)までに納品等と支払いが完了するものが対象。

| No. | 対象メニュー      | 補助対象経費例   | 上限額      |
|-----|-------------|---|----------|
| 1   | 広告・宣伝       | ①ホームページの開設、充実強化に要する経費<br>②新聞、雑誌(フリーペーパー等)、インターネット、屋外看板、デジタルサイネージ等への広告に要する経費<br>③チラシ、DM等の作成、発送に要する経費 等 | 1,000 千円 |
| 2   | 省エネルギー機器の導入 | ①高効率空調設備の導入に要する経費<br>②LED照明機器の導入に要する経費 等  | 3,000 千円 |
| 3   | 商品開発        | ①新たな商品や製品、サービスの開発に要する経費<br>②新たな商品や製品、サービスの生産、販売に必要な設備導入に要する経費 等                                       | 2,000 千円 |
| 4   | 販売チャネルの開拓   | ①インターネット販売の開始、追加、強化に要する経費<br>②企業展の出展に要する経費 等  | 1,000 千円 |
| 5   | 人材育成・確保     | ①従業員のスキルアップのための研修に要する経費<br>②就職、転職情報サイトへの掲載に要する経費 等  | 1,000 千円 |
| 6   | 経営再建・事業継続   | ①コンサルティングに要する経費<br>②事業継続・承継・転換に要する経費 等  | 2,000 千円 |
| 7   | 機械設備等の導入    | ①生産性向上に資する機械設備及び事務機器の導入に要する経費<br>②販売管理システム導入 等  | 3,000 千円 |
| 8   | 売上原価の抑制     | ①外部から調達している原材料等を自ら製造するために必要な機械設備等の導入に要する経費<br>②原材料等を変更するための機械設備等の導入に要する経費 等                           | 3,000 千円 |

## 補助対象金額、補助率

- ①補助対象金額は、消費税及び地方消費税を除く金額で、100 千円以上のものを対象とします。
- ②補助率は、補助対象金額の **2分の1** 以内の額とします。
- ③国・県等の補助制度と併用可能ですが、国・県等補助金額を除いた金額の2分の1とします。
- ④ **1事業者が選択できるのは1つの対象メニューまでとします。**

※本事業は国の重点支援地方交付金を活用しています。

## 対 象 者

次の条件をすべて満たす中小企業者が対象となります。

- ①中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に該当する中小企業者のうち、  
②～④をすべて満たす者（**〔注：みなし大企業〕**を除く。募集要領をご覧ください。）
- ②市内に主たる事業所を有する事業者
- ③市税を滞納していない事業者
- ④暴力団員でない者及び暴力団員と密接な関係にない者

## 申 請 書 類

- ①塩竈市物価高騰対応中小企業者チャレンジ支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（別紙1）及び収支予算書兼補助対象経費積算明細書（別紙2）
- ③塩竈市物価高騰対応中小企業者チャレンジ支援補助金に係る誓約・同意書（様式第2号）
- ④市内に事業所を有する法人又は個人事業主（市内に住所を有している者に限る）であることがわかる書類
- ⑤事業主の本人確認書類
- ⑥市税に滞納がないことの証明書
- ⑦国・県等の補助金を証明するもの（国・県等の補助金がある場合）
- ⑧塩竈市物価高騰対応中小企業者チャレンジ支援補助金に係るチェックシート

## 申 請 方 法

商工観光課窓口に提出してください。

〒985-0052 塩竈市本町1番1号（壱番館庁舎2階）  
塩竈市産業建設部商工観光課商工港湾係

## 補助金交付の流れ

交付申請から補助金支払いまでの流れは、下図①～⑧のとおりです。



※当補助金は、予算上限に達し次第、申請受付を終了します。

## お 問 合 わ せ

塩竈市産業建設部商工観光課商工港湾係

電 話：022-364-1124

E-mail：syokou@city.shiogama.miyagi.jp



※当補助金に係る取扱いについて、塩竈市補助金の交付の手続等に関する規則及び塩竈市物価高騰対応中小企業者チャレンジ支援補助金交付要綱に定めるほかは、「募集要領」によりますので、ご注意ください。